

如三歳小兒赤黒色赤目長耳長髯左傳注疏に、魍魎は川澤の神なりと見えたる、この河童に似たり云々、

〔水虎考略後編〕筑後國竹野郡徳堂村

勝平當五六十六才

右之もの天明五巳之夏、おこけ島并清宗渡瀬と申所、貳箇所にて、三拾六歳にて、かつはと相撲を取候始末、勝平より直に承り候様子、左之通りに御座候、尤何月何日と申義承落し申候、

但おこけ島と申は、吉井川より凡拾丁程西九十九瀬川之南竹重村と申所にて御座候、右村の小名にて御座候、清宗渡と申もの、長崎御奉行道吉井町より拾丁程下り道の南に流れ候處、則九十九瀬川筋にて御座候、

一右勝平義、同村百姓三郎右衛門と申もの方へ奉公仕居奉公のかたてに、竹重村之内に、自分之受作を仕置候由然る處、半左衛門より、吉井町齒細工人次右衛門と申もの、かたえ、右細工頼之儀に付、使に遣し候に付、勝平申候者歸りがけ、自分の受作所も序に廻り見歸り度、暫隙取可申間、御許被下候様申達參候而、次右衛門方用向相仕舞、直様竹重之方ニ罷越候而、自分之受作所江參り候道、おこけ島の西に北南に流れ候井手溝御座候、井手上水面三四間四方も水を湛候處御座候、その所百姓往來之小道二すじ御座候、右井手へ勝平參掛り候得ば、七ッ八ッ位の子どもの様なるもの貳人、溝ぎわに出居、角力を取べしと申かけ候に付、十番計も取候歟と覺申候、勝平申候者、右子どもの様成もの相手に仕相撲を取候義、其節者氣分、バツと成り候歟と見申候、右にて勝平申候者、もはや不取、至て遅く歸り而は、旦那どのより叱られ候、其の上、自分の受作も序に見廻り不歸候ては難相成、旁可參と申候得ば、先作所見廻り參候様、此下に相待居可申旨、かつは申候に付、勝平申は、おこけ島に市三郎と申もの居申候、此もの知人にて、此もの方へ立寄、一通之咄もそこくにて自分と作所へ參り、見廻り候義も、そこくにて取いそぎ、九十